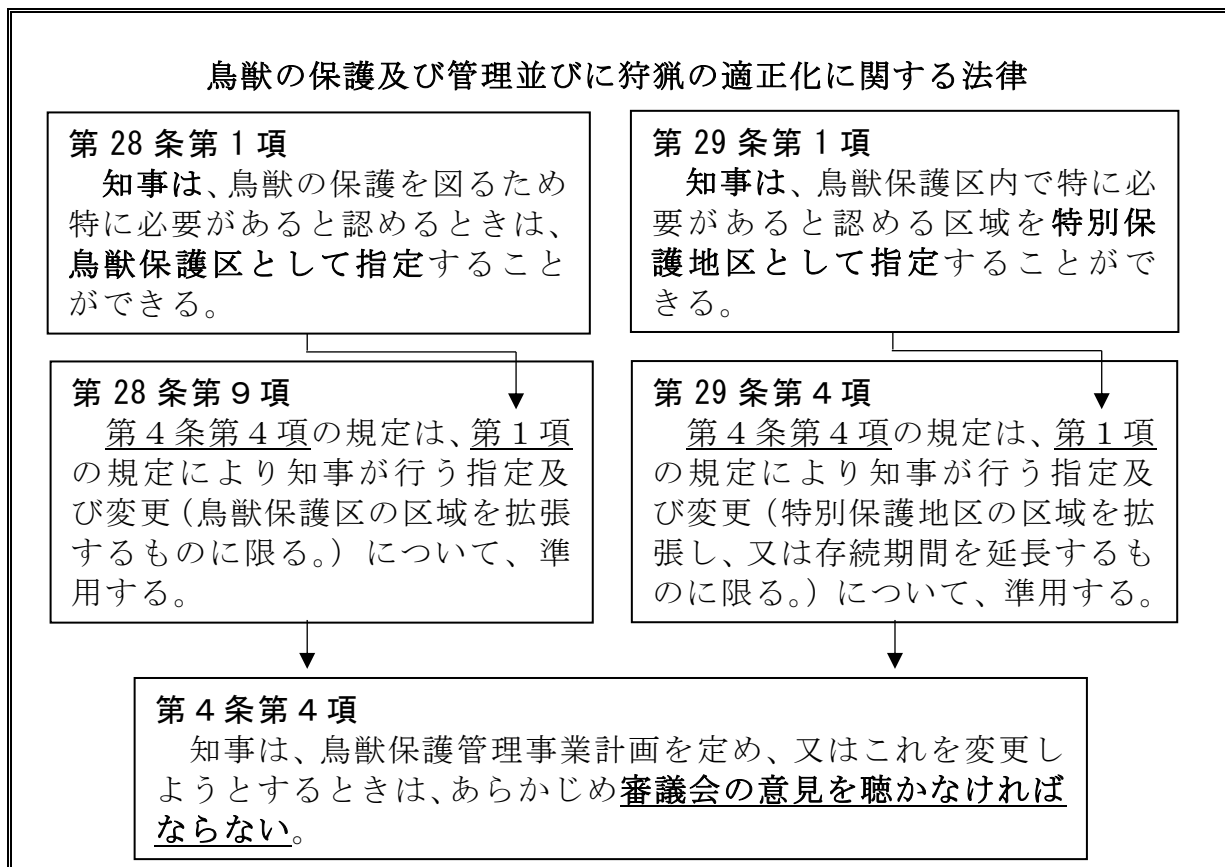


## 道指定鳥獣保護区等の指定について

## 1. 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

## (1) 諮問の根拠

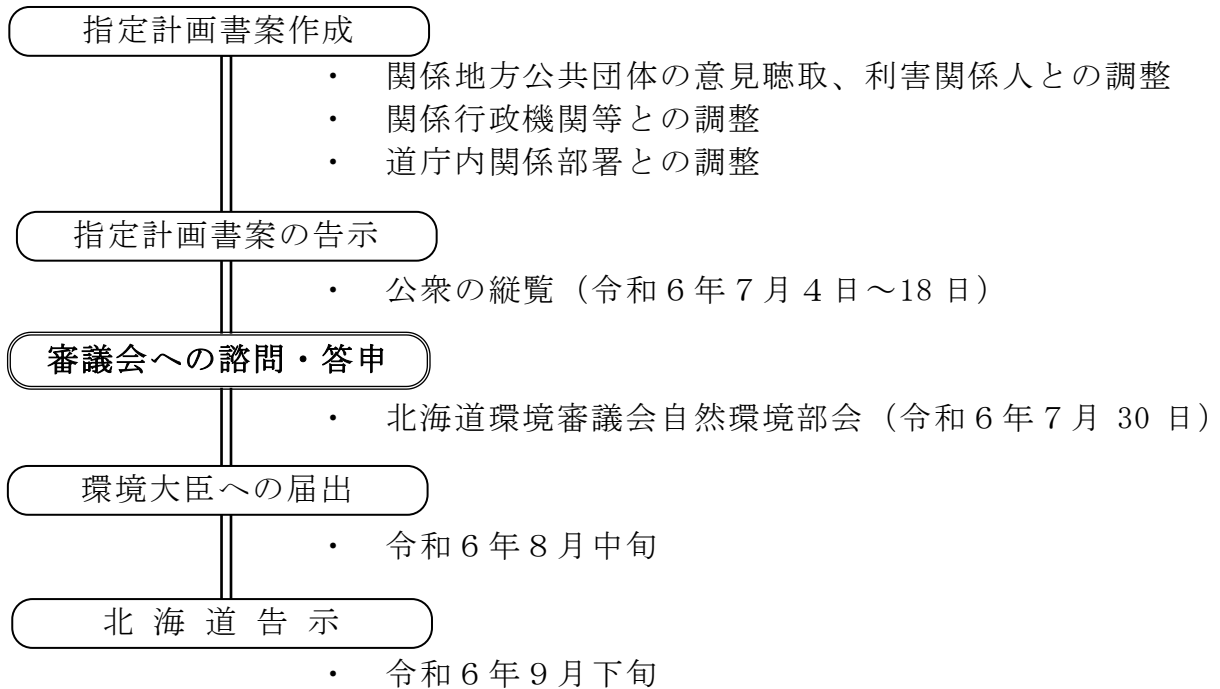
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び変更（区域拡張）並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定含む）及び変更（区域拡張及び存続期間延長））をするときは、第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、自然環境保全法第 51 条第 1 項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例（平成 6 年北海道条例第 34 号）に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）を諮問する。  
 なお、審議会には条例第 7 条第 1 項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第 2 条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。



## (2) 諮問案件

令和 6 年 9 月 30 日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新に係る15 の特別保護地区の指定（再指定）について諮問する。

## 2. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和6年度）



## 3. 鳥獣保護区の指定区分

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣 生息地	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域を指定し、区域の形状は、できる限りまとまりをもった団地状となるように努める。
集渡 来地	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定する。
希少鳥獣 生息地	環境省レッドリスト又は北海道レッドリストに基づく絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必要な地域を指定する。
大規模 生息地	行動圏が広域に及び大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るため、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定し、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。
集繁 殖地	集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。
生息 地廊	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定する。
身近な鳥獣 生息地	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定する。

令和6年度 鳥獣保護区特別保護地区（再指定）位置図



No.	名称	指定	指定区分	(総合) 振興局	市町村
①	利根別	再	森林鳥獣	空知	岩見沢市
②	金剛沢	再	森林鳥獣	空知	芦別市
③	鷹泊	再	森林鳥獣	空知	深川市
④	青山	再	森林鳥獣	石狩	当別町
⑤	コックリ湖	再	森林鳥獣	後志	蘭越町
⑥	幌満	再	森林鳥獣	日高	様似町
⑦	浮島	再	森林鳥獣	上川	上川町
⑧	中愛別	再	森林鳥獣	上川	愛別町
⑨	和寒	再	森林鳥獣	上川	和寒町
⑩	古丹別	再	森林鳥獣	留萌	苫前町
⑪	遠別	再	森林鳥獣	留萌	遠別町
⑫	屈斜路	再	森林鳥獣	釧路	弟子屈町
⑬	厚岸	再	森林鳥獣	釧路	厚岸町
⑭	温根沼	再	森林鳥獣	根室	根室市
⑮	養老牛	再	森林鳥獣	根室	中標津町